

平成31年度  
立川市地域密着型サービス事業者  
公募要項

令和元年10月16日

立川市福祉保健部介護保険課

- ◎ 立川市では、指定地域密着型サービスを提供する事業者について、立川市高齢者福祉介護計画に基づき平成31年度中に公募を行います。この募集要項では、募集する事業の種類や、応募の方法、指定に向けたスケジュールなどを説明します。

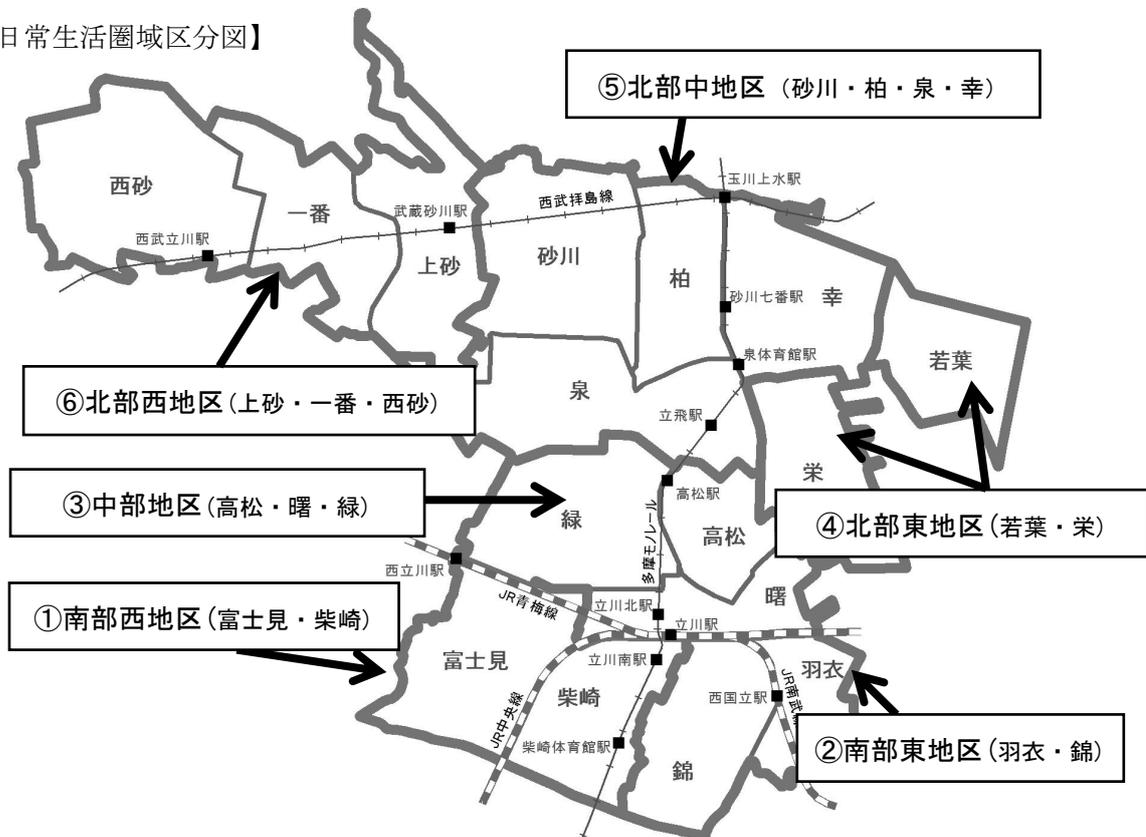
## 1. 募集する地域密着型サービス

- (1) 立川市内の下記地域（日常生活圏域）において、次のサービスを提供する事業者を募集します。
- (2) 応募が多数あった場合、立川市高齢者福祉介護計画に基づく事業所数の範囲内において、事業者を決定します。

※審査状況によっては、決定事業者が無い場合もあります。

サービス	事業所数	日常生活圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1 事業所	市内全域。 ただし、既存の事業所が存在しない地区について評価の点数を高くする。

【日常生活圏域区分図】



## 2. 募集に係るスケジュールについて

令和元年10月1日（火）	「地域密着型サービス事業者公募」に関する事業者説明会参加申込書受付開始
令和元年10月11日（金）	「地域密着型サービス事業者公募」に関する事業者説明会参加申込書受付締切 ※ただし、FAXは10月15日（火）午後2時まで
令和元年10月16日（水）	「地域密着型サービス事業者公募」に関する事業者説明会開催
//	応募書類・受付開始
令和元年11月11日（月）	応募書類・提出期限
令和元年11月12日以降	書類審査・現地調査・ヒアリング
令和2年2月下旬以降	実施事業者決定 （決定事業者なしの場合あり）

### 3. 応募資格について

応募資格については、下記の内容を満たす運営事業者とします。なお、複数法人による共同応募は認めません。

- (1) 運営事業者が行う指定地域密着型サービス事業の内容が、老人福祉法、介護保険法及び立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年立川市条例第38号）に適合すること。
- (2) 現に介護保険サービス事業を運営していること又は開設までに十分に職員育成などを行うことが確実であるなど、事業を実施するにあたり十分な能力があると認められること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業についての理解と熱意を持って運営できること。
- (4) 介護保険法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者に指定され、又は指定される見込みであること。
- (5) 原則として、過去3期連続して営業活動に基づく黒字がでていること。ただし、一時的な事由による赤字の場合は、この限りではない。なお、過去3期連続して営業活動に基づく赤字が出ている場合は認められない。
- (6) 平成31年度立川市「地域密着型サービス事業者公募」に関する説明会に参加すること。
- (7) 立川市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1項、第2項及び第3項に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。

### 4. 事業運営及び施設整備について

事業運営及び施設整備に関しては、下記の内容を順守してください。

- (1) 事業運営等に関し、立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年立川市条例第38号）に定める調査への協力等に係る義務を順守するとともに、市が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。
- (2) 老人福祉法の届出を行うこと。
- (3) 原則、事業者自らによる新築・改修により新たな拠点を整備すること。ただし、東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱に規定する土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も募集対象とする。
- (4) 事業を20年以上継続して行うこと及び運営事業者が建物の所有権又は賃借権を有すること。ただし、国や都の補助金を活用する場合は、それぞれの規定に基づく期間、事業を継続して行うこと。
- (5) 施設整備設計にあたっては、立川市条例等を含む、建築・防災・都市計画に係る関係法令等に適合していること。また、応募書類提出前までに当該設計が関係法令等に適合していることを関係機関に必ず確認すること。

- (6) 近隣住民に配慮した計画であること。(日照・景観等)
- (7) 工事請負業者の選定にあたっては原則入札によること。また、施設整備に係る補助金の交付を受ける場合には、補助内示後に入札を行うこと。
- (8) 低所得の利用者等に対する負担軽減について十分に配慮すること。
- (9) スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。
- (10) 原則として、事業所所在地は応募の際の所在地から変更を行わないこと。
- (11) 土地・建物に原則として抵当権・根抵当権が設定されていないこと。  
ただし、次の場合は例外として取り扱うこともありますので、ご相談ください。
  - ア. 当該地域密着サービスを整備するための借入金を被担保債権とする抵当権の設定
  - イ. 抵当権について抹消が確実な場合
- (12)原則として、令和3年3月末までに開設すること。

## 5. 事業者の選定について

- (1) 事業者の選定において、提出された応募書類の審査や、必要に応じて計画予定地の実地調査、応募事業者のプレゼン形式によるヒアリング等を行い、評価基準に基づき決定します。
- (2) ターミナルケア及び看取りケアの取り組みを評価項目とします。
- (3) 地域包括ケアシステムにおいて、利用者に対して概ね30分以内に必要なサービスを提供することを目指しております。看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備するに当たって、既存の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所から離れた地域に開設することを評価項目とします。
- (4) 審査の結果によっては、応募数が募集数の範囲内であっても事業者を選定しない場合があります。選定の結果については事業者に文書で通知し、立川市ホームページでも公表します。

## 6. 施設整備やサービスの開始に伴う補助金について

施設整備に係る補助制度の主旨としては、事業者の施設整備に係る負担を軽くすることで利用者の負担軽減を図るためのものですので、趣旨をご理解の上、計画してください。

- (1) 整備に係る補助は、東京都の「地域密着型サービス等整備費助成事業」を財源として実施する予定です。今回の公募により立川市から選定された場合であっても、東京都の補助金等の交付対象とならなかった場合には、補助金は交付されません。
- (2) 選定された事業者が補助を受けるためには、この要項とは別に、補助金の交付を定めた要綱に基づく事前協議、交付申請、実績報告等が必要となります。

す。

- (3) 補助金を受けるにあたっては、東京都や立川市の補助要綱等の条件を守っていただく必要があります。
- (4) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合は、補助金の交付決定を行う際に、オーナーと立川市との間で事業の継続や財産処分に関する協定書の締結やオーナーの法定相続人から財産処分に係る同意書の提出等が必要となります。また、工事竣工後に運営事業者の当該建物に係る賃借権登記が必要です。補助金の実績報告において、登記事項証明書により賃借権登記がされていることを確認します。

立川市地域密着型サービス等施設整備助成事業補助金（令和元年10月1日以降）

対象施設	配分基礎単価
看護小規模多機能型居宅介護事業所	33,600,000円

※合築・併設加算あり

## 7. 応募手続き等について

説明会終了後に、別に指定する期限までに応募書類をご提出ください。応募書類については別冊様式2「地域密着型サービスの応募に係る提出書類一覧」のとおりです。

- ※ 提出部数は、正本1部 副本10部ご用意ください。
- ※ 正本副本とも、パイプファイル等に綴じ、番号・書類名のインデックスを作成し、貼り付けてください。
- ※ 副本は、事業者名が判別できる固有名詞等については黒塗り等で見えないように修正してください。
- ※ 応募書類を提出した後は、原則として事業者の都合による内容の変更、追加等は認めません。また、提出書類は返却いたしません。
- ※ 公文書公開条例に基づき、応募された書類を公表することがあります。結果の公表等必要な場合には、立川市は応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。

## 8. 質問と回答について

この募集に関する質問につきましては、別紙『平成31年度 立川市「地域密着型サービス事業者公募」に関する質問票』により、FAXや電子メールにてご提出ください。回答については、質問をした事業者名は伏せますが、質問を含めて応募事業者すべてにお知らせし、立川市ホームページに公表します。

### 【問い合わせ】

立川市福祉保健部介護保険課

事業者係 高瀬・堀口・早野

電話042(523)2111(内線1457)